

『南山神学』34号（2011年3月）pp.37-62

## 「現代世界憲章」の人権教説

——聖書神学の背景を探る——

浜口 吉隆

### はじめに

第二ヴァチカン公会議（1962–1965）が十六の公文書を公布して閉幕してからすでに45年が経過しようとしている。その公会議の教説をも含めて、カトリック教会の人権論に関する歴史のおよび神学的な解明は、主に1980年代になされた。フランスにおける研究業績の簡略な紹介もあり<sup>1</sup>、イタリア語の『人権—教説と実践』という大著も出版されていた<sup>2</sup>。また、1983年12月1～7日にローマで開催された教皇庁国際神学委員会では、議題として「人間の尊厳と人権」が取り上げられた。教皇庁立グレゴリアーナ大学の季刊誌 *"Gregorianum"*（1984年）には、その委員会での報告・討議資料（working paper）をも含めて人権特集が編集されており、その神学委員会で討議された公式見解も同誌に公刊されている<sup>3</sup>。

これらの研究資料をみると、カトリック教会がそれぞれの時代に人権についてどのように教えてきたのか、その歴史的経過と人権論を知ることができる。

---

<sup>1</sup> Gustave Thils, "Droits de l'homme et théologie catholique. Quelques publications en langue française," *Revue Théologique de Louvain* 11 (1980), 352-361; Id., *Droits de L'homme et Perspectives Chrétiennes*, Publication de la Faculté Théologie, Louvain-la-Neuve, 1981.

<sup>2</sup> Opera collettiva diretta da Gino Concetti, *I Diritti Umani, Dottrina e prassi*, Editrice AVE, Roma 1982.

<sup>3</sup> Commissio Theologica Internationalis, "Theses de dignitate necnon de iuribus personae humanae," *Greg.*66 (1985), 7-23.

カトリック教会の社会教説の端緒であると評される教皇レオ十三世（1878－1903）の回勅『レーラム・ノヴァルム』（1891年）以降の歴代の教皇たちの人権教説、特に第二ヴァチカン公会議を開催した教皇ヨハネ二十三世（1959－1963）の回勅『パーチェム・イン・テリス』（1963年）の人権論などは、第二ヴァチカン公会議の「現代世界憲章」に織り込まれている<sup>4</sup>。また教皇庁正義と平和委員会がこれらの歴代の教皇の回勅などに見られる社会教説をまとめて2004年に刊行した『教会の社会教説綱要』には、教皇ヨハネ・パウロ二世（1978－2005）までの教説の内容が簡略に紹介されており、「人間と人権」についても要約されている<sup>5</sup>。

本稿では、第二ヴァチカン公会議の公文書のなかでも公会議が開幕してから考案され、教皇ヨハネ二十三世の「時のしるし」の本意を読み取り「今日化」（aggiornamento）の精神を踏まえて議論を重ね、最後に公布された「現代世界憲章」（1965年12月7日）の人権論に注目し、その教えに含まれている聖書神学の背景を探ることにする。なぜならば、この公会議は現代世界における教会の現存と活動の意味について人類全体に語りかけることを意図しており、世界を人類の歴史が演じられている舞台であると理解することによって、現代世界の諸問題を人類の救済史の視点から把握し、神の計画に従ってキリストの十字架の死と復活によって再創造され、完成される世界との対話を望んでいるからである。また、教会はキリストご自身の救済のわざを弁護者である聖霊の導きのもとに継続するために、この世界に現存するからである<sup>6</sup>。この教会の基本的

<sup>4</sup> Cf., Franco Biffi, “I diritti da Leone XIII a Giovanni Paolo II,” Gino Concetti, *op.cit.*, 199-243.

<sup>5</sup> Cf., “Part one, chapter three: The Human Person and Human Rights,” Pontifical Council for Justice and Peace, *Compendium of the Social Doctrine of the Church*, Libreria Editrice Vaticana, 2004, 451-463；「第一部、第三章 人間と人権」、教皇庁正義と平和評議会、マイケル・シーゲル訳『教会の社会教説綱要』、カトリック中央協議会 2009年、96-137頁。

<sup>6</sup> 「序文」（1-3項参照）。Cf., Joseph Ratzinger, “Part I The Church and Man’s Calling. Introductory Article and Chapter 1: The Dignity of the Human Person,” (Ed.) Herbert Vorgrimler, *Commentary on the Documents of Vatican II, Vol. V. Pastoral Constitution on the*

な姿勢は「現代世界憲章」の次の文言で表明されており、その主旨は人権について考察する場合にも重要である<sup>7</sup>。

「この公会議は人間の崇高な召命を宣言し、人間の中に神的な種子が置かれていることを肯定し、人間のこの召命に相応するすべての人の兄弟の一致を確立するために、教会の誠意に満ちた協力を人類にささげる。」(3項)

「公会議は、見えない神の像、全被造物の長子である(コロ1・15参照)キリストの光のもとに、人間の神秘に光をあて、現代の主要な諸問題の解決の発見に協力するために、すべての人に語りかけようと望むのである。」(10項)

なお、公会議の人権論に関しては他の公文書でも説かれており、特に「現代世界憲章」と同日付けで公布された「信教の自由に関する宣言」をも研究する必要がある<sup>8</sup>。先ず、われわれは「現代世界憲章」がどのような基本的な理念に基づいて編集されたものであるかを再確認して、人権がどのような聖書神学の背景から展開されているかを探究する(Ⅰ)。次に、この憲章の条項をたどりな

*Church in the Modern World*, Burns & Oates/Herder and Herder 1969, 115-163; J. Mouroux, "Commentaires sur la Première Partie: L'Église et la Vocation Humaine. Situation et signification du chapitre I: Sur la Dignité de la Personne Humaine," *L'Église dans le Monde de ce Temps Tome II. Commentaires*, Les Editions du Cerf 1967, 229-253.

<sup>7</sup> 本文中の(一項)の数字は、別掲の支持がない限り、「現代世界憲章」の条項を示す。なお、「現代世界憲章」の成立過程および基本的理念については、次の拙論参照。「すべての人に開かれた愛の道—『現代世界憲章』の成立過程におけるキリスト教的愛の考察—(1)」、『南山神学』第6号(1983年)、105-169頁；「同(2)」、『南山神学』第7号(1984年)、67-110頁；「同(3)」、『南山神学』第9号(1986年)、139-170頁；「同(4)」、『南山神学』第10号(1987年)、105-140頁。

<sup>8</sup> W・フーバー / H・E・テート、河島幸夫訳『人権の思想—法学的・哲学的・神学的考察—』新教出版社 1980年、特に「Ⅱ 神学と人権思想」45-87頁と「Ⅴ 人権とキリスト教信仰」195-241頁および「Ⅵ 人権への責任」243-273頁；山内清海『信教の自由—第二バチカン公会議「信教の自由に関する宣言」解説』、サンパウロ 2005年参照。

がら、聖書に基づく「神の似姿」である人間の不可侵の権利について（Ⅱ）、および神の契約と人権の擁護について概観する（Ⅲ）。最後に、神の国を告知する教会の使命と人権に基づく連帯性の倫理の根底を提示してみたい（Ⅳ）。なお、公会議の教えは広範で膨大であるが、テキストに基づいて教説の内容を知ることが重要であると思われるので、本稿においては「現代世界憲章」の条項を要約するか、本文を引用することにした<sup>9</sup>。

## Ⅰ. 「現代世界憲章」の基本的理念の再確認

### 1) 「司牧憲章」の意味と構成

まず、通称で「現代世界憲章」と呼ばれている公文書は第1部「教会と人間の召命」と第2部「若干の緊急問題」とから構成されており、正式には「現代世界における教会に関する司牧憲章」である。なお、この二部からなる「司牧憲章」の意味について、次のような「脚注」が付されていることにも留意すべきである。

『現代世界における教会に関する「司牧憲章」』は2部から成っているが、一つのものである。

『司牧』憲章と言われるのは、教理的な原則に基づいて、世と現代人に対する教会の態度を表わそうとしているからである。したがって第1部に司牧的意図が、また第2部に教理的意図が欠けているわけではない。

第1部には、人間と人間が住む世界、およびそれらに対する教会の態度について教会の教説が展開される。第2部には、現代生活と人間社会の種々の面、特に現代の緊急の問題ならびに問題と思われるものが考察される。

---

<sup>9</sup> テキストの邦訳は南山大学監修『第2バチカン公会議 公文書全集』、中央出版社 1986年を使用し、要約する場合には本稿の表記に合わせている。

したがって、第2部においては、教理的原則に基づいて題材が考察されるが、永続的要素だけでなく、一時的要素から成り立っている。

したがって、憲章は神学的解釈の一般原則に基づいて解釈されるべきであり、特に第2部においては、取り扱われている事がらと本質的に関連ある変動する状況をも考慮しなければならない。」

公文書の冒頭にこのような「脚注」が付されていることは珍しく、そこに解説されている「司牧」の意味はきわめて重要である<sup>10</sup>。この文書は複数の草案と長期にわたる複雑な議論を経て成立したものであり、「司牧憲章」(Constitutio pastoralis)と呼ばれるようになったのは1965年5月28日付けで教皇パウロ六世(1963-1978)によって認定されたラテン語のテキスト「議題 XIII: アリッチャ草案」からである。その名称“Constitutio Pastoralis de Ecclesia in Mundo Huius Temporis”の意味内容は、主に「教義憲章」(Constitutio dogmatica)である「教会憲章」(1964年11月21日)を踏まえて1965年9月から11月半頃まで議論されたものである。

たとえば、アリッチャ草案は第三会期で討議された「教会憲章」における新しい教会のイメージである「神の民である教会」(「教会憲章」第2章)の神学的な教説に基づいて、現代世界における教会の新たな自覚を表明している。世界との関わりのなかで教会の現存の意義を追求するこの草案にとって、「神の民」の思想は一つの指導理念の役割を果たすものである。それは聖書に基づく創造と救済の歴史についての理解を深めさせ、救済史の観点から同じ地上に生きる人間および世界の救いへの希望を明らかにするものである<sup>11</sup>。

---

<sup>10</sup> Raphael Gallagher, "The Significance of a Note: The implications of *Gaudium et spes* for fundamental moral Theology," *Studia Moralia* 42 (2004), 451-463.

<sup>11</sup> Cf., Charles Moeller, "Preface and Introductory Statement," (Ed.) Herbert Vorgrimler, *Commentary on the Documents of Vatican II, Vol. V, op.cit.*, 77-114.

公会議が説く神の民としての教会には、変動する現代世界に現存する教会として人類家族の諸現実を見つめることによって、人間が直面している問題に対する解決策を探究することが求められている。つまり、教会も同じ世界にあつて「人間の召命」(vocatio humana) という共通の課題を持ちながら解決策を探り、共に歩むのである。「神の民」である教会は全人類家族との連帯性を認識することによって、すべての人に宛てられているキリストによる救いの福音を告げる使命を自覚してより積極的に人類の歴史を築いていくのである。

このような基本的な自覚を促すことによって、「現代世界憲章」における教会と世界との共通の関心が人間人格 (persona humana) および人間社会 (societas humana) であるから、人間性の回復を訴えているのである。救われるべきは人間であり、刷新されるべきは人間社会であるから、公会議は人間の崇高な召命とその尊厳性を人間のうちに内在する神との関係の内に捉えて、すべての人との人格としての人間関係を重視してすべての人と協力してゆく姿勢を表明している。すなわち、人類と共にある教会の姿を「神の民」として救いの歴史の中に位置づけることによって、人間存在とその召命に焦点を定め、キリストの秘義に見られる人間への愛を重視し、この世界のなかでキリストを中心とした人間と神との関係をどのように実現して生きてゆくかを提示しているのである。つまり、「現代世界憲章」によれば、神の似姿に創造された人間人格を中心に、その人間の召命の崇高性を神の真の似姿であるキリストのうちに解明し、それを人々に証してゆく使命こそが教会の現存の意義である<sup>12</sup>。

## 2) 人権教説の聖書神学の背景

ところで、「現代世界憲章」は教皇ヨハネ二十三世と教皇パウロ六世の世界に対する対話路線を踏まえて、キリスト教の諸教会とのエキュメニカルな対話の

---

<sup>12</sup> 上掲拙論「すべての人に開かれた愛の道—『現代世界憲章』の成立過程におけるキリスト教的愛の考察(4)—」, 106-108 頁参照。

みならず人類家族との連帯と対話の姿勢に基づいている公文書である。前述の「脚注」で提示されている一般原則は、人権教説を考察する場合にも妥当するものである。

われわれはこの憲章の第1部が提示している人権に関する聖書神学的な見解を探究し、救済史的な視点から人間の召命と人権の擁護とがどのように関連づけられているか、主に E・アメルEdouard Hamelの論稿に従って公文書と聖書のテキストを概観してみよう<sup>13</sup>。彼によれば、「現代世界憲章」は終わりのない交響曲のようなものでもあり、豊かな実りの可能性に満ちている文書である。繰り返して述べているように、この憲章は人類の相互依存と国際的な連帯性を自覚する精神をもって構築された文書であり、教会と世界との協力と対話を積極的に始めることを意図するものである。たとえば、キリスト教信仰と文化との関係と対話について次のように述べているが、そのような要請は人権に関しても同様である。

「天上の国を目指して旅するキリスト信者は、上にあるものを求め味わなければならない（コロ 3・1-2 参照）。しかし、それによって人間らしい世界を建設するために、すべての人と協力することの重要性が減少するわけではなく、かえって増大する。実際、キリスト教信仰の秘義は、この義務を熱心に果たすよう、また特にこの仕事の完全な意味、すなわち、文化が人間の召命において占める重要な位置を発見するよう、かれらに貴重な励ましと助けを提供する」（57 項）。

---

<sup>13</sup> Cf., Édouard Hamel, S.J., "Iustitia in Constitutione « Gaudium et spes » Concilii Vaticani II de Ecclesia in mundo huius temporis." *De Concilio Oecumenico Vaticano II, Studia*. Libreria Editrice dell'Universita Gregoriana Roma 1966, 163-201; Id., "Iustitia et Iura Hominum in Sancta Scriptura," *Periodica* 69 (1980), 201-217; Id., "Fondaments biblico-theologiques des droits de l'homme dans le prolongement de la constitution « Gaudium et spes », " (Ed.) R. Latourelle, Vatican II, bilan et perspectives, II, 1988, 479-495; (Id.) "Chapter 39: The Foundations of Human Rights in Biblical Theology Following the Orientations of gaudium et spes," Vatican II. Assessment and Perspectives, 460-478; Id., "L'Eglise et les droits de l'homme jalons d'histoire," *Greg.* 65 (1984), 271-299.

ところで、「現代世界憲章」の第一部「教会と人間の召命」は、第1章「人間人格の尊厳」、第2章「人間共同体」、第3章「世界における人間活動」で構成されている。この憲章において展開されている人権の教説は、聖書神学からどのように解明されるであろうか。その教えの聖書神学の基本的な背景を探ってみよう<sup>14</sup>。聖書には「人間の尊厳」という用語や人権に関する倫理的な体系はなくとも、聖書に描かれている人間と神との約束、神による選び、契約や掟などの宗教的な文脈に基づいて現代世界に求められている人間の尊厳や人権の倫理性を考察することはできる<sup>15</sup>。

## II. 神の似姿に造られた人間の不可侵の権利

「現代世界憲章」における人権教説は、上述の「序文」に明記されている人間の召命の意味と緊密に関連するものであり、神の似姿としての人間の創造と真の神の似姿であるキリストによる救済を包括するキリスト教的人間論に基づいている。人間は、個人の人間性と人間の社会的関係および世界における人間の活動という三つの次元において、人間人格 (*persona humana*) としての召命を成就するために、すべての人を神の似姿として認めて神と隣人に対する愛の掟を生きるように招かれているのである<sup>16</sup>。

聖書は異なる時代背景をもつ資料や信仰に基づいて編集された書物であるが、聖書の創造物語の P 資料 (創 1・1-2・4a) と J 資料 (創 2・4b-25) のテクス

<sup>14</sup> Cf., Barnabas Mary Ahern, C.P., "Biblical Doctrine on the Rights and Duties of Man." *Greg.* 65 (1984), 301-317; Christoph Schönborn O.P., "Menschenwürde und Menschenrechte im Licht der Reich-Gottes-Verkündigung Jesu." *Ibid.*, 319-325; Id., "L'homme créé par Dieu le fondement de la dignité de l'homme," *Ibid.*, 337-363; Walter Principe, C.S.B., "The dignity and rights of human person as saved, as to be saved by Christ," *Ibid.*, 389-430.

<sup>15</sup> Walter Kasper, "The theological foundations of human rights," *The Jurist* 50 (1990), 148-166.

<sup>16</sup> Cf., Otto Semmelroth, "The Community of Mankind," (Ed.), Herbert Vorgrimler, *Commentary on the Documents of Vatican II, Vol.V*, op.cit., 164-181.



トは人間の尊厳および人間の権利と義務の教えの源泉である。すべての人間・男女は神の当初からの計画のうちにあり、この創造物語も後に続く神との契約の枠組みのうちにある。神の愛の恵みによって神に似せて造られた人は、神の言葉に忠実に聞き従うことによって人間の尊厳を保つことができるのである。

公会議によれば、聖書における神の似姿である人間観こそが人権の根拠であることを繰り返して言明している<sup>17</sup>。人間の召命について述べる第一章（12-22項）は、神の像としての人間人格の尊厳で始まり、新しい人・完全な人間であるキリストの救いによって完成される人間の秘義で結ばれている<sup>18</sup>。この第一章第12項を注解するとき、J・ラッチンガーは神の像であるキリスト教的人間論は教父学によって内容が豊富なものになったことを指摘し、神の似姿である人間はその精神的能力によって神を知り、神を愛する能力を有するというアウグスティヌスの『三位一体論』の叙述を挙げている<sup>19</sup>。

### 1) 人格の尊厳と召命（12項）

人間は神の像として造られ、創造主を知り愛することができ、地上の全被造物を支配して利用し神に栄光を帰するように（創2・26；知2・23参照）、それらの上に主人として立てられたものである（詩8・5-7）。神は人間を孤独なものとして造ったのではない。神は最初から人間を男と女とに造ったのであり（創1・27）、彼らの共同生活は人格的交わりの最初の形態である。人間はその深い

---

<sup>17</sup> Cf., Joseph Ratzinger, "The Church and Man's Calling. The Dignity of the Human Person," (Ed.) Herbert Vorgrimler, *Commentary on the Documents of Vatican II, Vol. V*, op.cit., esp. 115-123; 159-163; C.-J. Pinto de Oliveira, "Image de Dieu et dignité humaine," *Freiburger Zeitschrift für Philosophie und Theologie* 27 (1980), 401-436; Id., *Ethique chrétienne et dignité de l'homme*, Éditions Universitaires Fribourg /Éditions du Cerf Paris, 1992, 26-36.

<sup>18</sup> Cf., Eduardus Hamel, "Iustitia in Consitutione Pastoralis «Gaudium et spes» Concilii Vaticani II De Ecclesia in Mundo Huius Temporis," op.cit., 161-173.

<sup>19</sup> Joseph Ratzinger, op.cit., 121.; 『アウグスティヌス著作集第二十八巻 三位一体』（泉 治典訳）、教文館 2004年、（第14巻第8章11）413-415頁参照。

本性から社会的存在であり、他人との関係なしには生活することも才能を發揮することもできない。

## 2) 完全な人間である新しい人・キリスト (22 項)

受肉したみことばの秘義においてでなければ、人間の秘義は明らかにならない。最初の人間アダムは、未来の人間である主キリストの予型であった。最後のアダムであるキリストは、父とその愛の秘義によって人間を人間自身に完全に示し、人間の高貴な召命を明らかにする。

「見えない神の像」(コロ 1・15 ; 2 コリ 4・4 参照) である方ご自身が完全な人間であり、最初の罪以来ゆがめられていた神の似姿をアダムの子らに復旧した。人間性はキリストの中に取り上げられたのであって、消滅したのではない。このこと自体によって人間性はわれわれにおいても崇高な品位にまで高められたのである。事実、神の子は受肉によって、ある意味で自分自身をすべての人間と一致させた。キリストの受難における愛によって人間は贖われ、キリストの跡に従い、彼の模範である新しい愛の道に従うならば (1 ペト 2・21 ; マタ 16・24 ; ルカ 14・27 参照)、人間の生と死は聖化される (ロマ 8・29 ; コロ 3・18 参照)。

このことはキリスト信者ばかりではなく、心の中に恩恵が目に見えない方法で働きかけているすべての善意の人についても言うことができる<sup>20</sup>。事実、キリストはすべての人のために死んだのであり、人間の究極的召命は実際にただ一つ、神的なものである。人間の秘義、苦しみと死の謎もキリストにおいて解明されるのである。

---

<sup>20</sup> 「教会憲章」16 項参照。詳しくは拙論「『現代世界憲章』における人間論における『良心』の位置づけ」および「第二ヴァチカン公会議における良心と責任」、『伝統と刷新—キリスト教倫理の根底を探る—』南窓社 1996 年、83—101 頁および 149—173 頁参照。

### 3) 万人の本質的平等 (29 項)

すべての人は理性的靈魂に恵まれ、神の像として造られ、同じ本性と根源を持ち、キリストによって贖われ、神から同じ召命と目的を与えられている。したがって、すべての人が基本的に平等であることは認められなければならない。

すべての人が肉体的種々の能力、知性と意志の能力の面では異なっても、基本的人権に関するすべての差別、つまり社会的差別、文化的差別、人種・皮膚の色・地位・言語・宗教に基づく差別は神の意図に反するものであるから、克服・排除されるべきである。

基本的人権が今もなお保障されていない所があるのは悲しむべきことである。夫を選ぶ自由、身分を選ぶ自由、男性と同様に教育や文化を身につける女性の権利などである。私的または公的制度は人間の尊厳と目的に奉仕し、種々の社会的・政治的奴隷状態と戦い、あらゆる政治形態において基本的人権が保障されるように努めるべきである。

### 4) 人間の活動の価値 (34 項)

神の像に造られた人間は、大地とそこに含まれる万物を支配し、世界を正義と聖性のうちに統治し（創 1・25-27；9・3；知 9・2-3 参照）、また万物の創造主を認めて、人間自身とあらゆる物を神に関連させるようにとの命令を受けた。こうして、万物が人間に服従すれば、全世界において神が賛美されるであろう（詩 8・7. 10 参照）。自分の活動が社会の奉仕に役立つように働くことは、神の働き の延長であり人類の歴史において神の計画を実現するための個人的貢献である。

したがって、キリスト教のメッセージは世界の建設から人々の手を引かせ、仲間たちの福祉を無視するように励ますのではなく、むしろこれらを実行するように強く義務づけるのである。

### 5) 人格の尊厳と人権の擁護 (41 項)

現代人は自分の人格を一層完全に発展させ、自分の権利を発見し主張する。人間は自分の生命と活動と死の意味を知ろうと望んでいるからである。教会は人間存在の意義とその奥深い真理を明らかにする。「人間を自分の像として創造し、また罪から贖った神だけが、これらの質問に完全な答えを与えることができる。神はそれを、人となった自分の子キリストにおける啓示を通して行う。完全な人間であるキリストに従う者はだれでも、より完全な人間になるのである」。

この信仰に基づいて、教会は人間の尊厳を擁護し、肉体の過度の軽視や重視から守ることができ、人間の人格的尊厳と自由をキリストの福音によって完全に確保する。「キリストの福音は神の子らに自由を告知・宣言し、最終的には罪から出た（ロマ 8・14-17 参照）あらゆる奴隷状態を排除し、良心の尊厳とその自由な決定を厳重に尊重し、人間のあらゆる才能を神への奉仕と人々の幸福のために有効に用いるように絶えず教え、すべての人をすべての人の愛に託する（マタ 22・39 参照）」。

これらすべては、キリスト教的救いの計画の基本法則に合致するものである。それは、同じ神が救い主であるとともに創造主であり、また人類の歴史と救いの歴史の主であっても、神の定めたこの秩序そのものは、被造物、特に人間の正統な自律性を奪うものではなく、かえってその尊厳を回復し確立するものだからである。したがって、教会は自分に託された福音の力をもって人間の権利を宣言し、この権利を推進する運動を認め、高く評価する。

### 6) 地上の財は万人のものである (69 項)

神は地とそこに含まれるあらゆる物を、すべての人と民族の使用に供したのであるから、被造の物財は、愛を伴う正義に基づいて、公正にすべての人に豊富に行きわたらせる制度を確立する必要がある。変動する種々の状況に対応し、

財の所有の形態と財の使用に関しても、正当に所有している物件を自分のものとしてだけでなく、共同のものとして他人のためにも役立つようにする。

すべての人は自分と自分の家族のために十分な量の財を所有する権利を持っているが、貧しい人を助ける義務があり、窮乏の極にある者は自分にとって欠くことのできない必要物を他人の財産から取得する権利がある。

### Ⅲ. 神の契約と人権の擁護

人権の神学的説明の第二の枢軸は契約（covenant）である。これは神の似姿に造られた人間の普遍性を踏まえて「創造の神」との関連だけでなく、主なる神によって解放されたイスラエルの歴史に位置づけるとともに民の解放者である「贖いの神」との関連を提示するのである。

神の契約は貧しい者や弱者に対する救いの目標と憐れみを示す用意ができて示していることを示しており、シナイ契約における「主なる神」の自己啓示で始まる「十戒」（出 20・2-17；申 5・6-21）は、イスラエルの民が共同体として守るべき基本的な原則であり、相互の人権を尊重して生きるべき掟である。イスラエルの民の基本的な義務は「契約の書」（出 20・22-23・19）にある。また、イスラエルの信仰告白（申 26・5-19）は奴隷から解放された民に対する神の変わらぬ意思表示であり、神はいつも義に基づいて貧しい人を受け入れるのである。また、シナイ契約の起源はイスラエルの民に示された神の憐れみのうちにあり、その創造の初めに人類のために意図された人間の尊厳を回復することを求める神の義の表明でもあった。

なお、シナイ契約の準備として描かれる人類の前史（創 1・1-11・9）においても、生命はすべての人にとって聖なるものであり、殺害は禁止されており（創 4・10-15）、それは神に反する行為である（創 9・4-6）。生命の保護は「モーセ五書」においてより詳細に規定される。例えば、死刑（レビ 24・17. 21-22；民 35・31；申 17・6-7；19・15-29）、意図しない殺害（民 35・10-29）、

姦淫・ソドミー・獣姦（レビ 18；申 22・22-29）などの規定が列挙されるが、やがて預言者たちの戒めの時代が訪れるのである。

旧約の戒めはイエスの「受肉と復活の秘義」によって啓示された「愛の掟」に集約されて、新しい契約であるキリストの掟に従って生きる人間の活動を完成させる。「現代世界憲章」は人間の種々の活動と擁護すべき人権の具体的な側面を次のように提示している<sup>21</sup>。

### 1) 人間の召命の共同体的性格 (24 項)

すべての人を配慮する父なる神は、すべての人間が一つの家族を構成して相互に兄弟の精神をもって接することを望んだ。事実、すべての人は神の像として創造されたのであり、神は「一つの根源から出た全人類を地の全面に住むように」(使 17・26) されたのであって、人はすべて唯一で同一の目的、すなわち神自身を目指すように呼ばれている。神と隣人に対する愛の掟を与えられた(ロマ 13・9-10；1ヨハ 4・20)。

### 2) 人間と社会の相互依存 (25 項)

人間の社会的性質は、人間の進歩と社会の発展とが相互に依存していることを示している。人間人格は本性的に社会生活を必要とするのであり、あらゆる社会制度の起源、主体、目的は人間であり、人間でなければならない。人間は他人との交流、相互奉仕、兄弟との話し合いを通して自分のあらゆる才能を伸ばし、自分の召命に応えることができる。

---

<sup>21</sup> Cf., Alfons Auer, "Man's Activity throughout the World," (Ed.), Herbert Vorgrimler, *Commentary on the Documents of Vatican II, Vol.V, op.cit.*, 182-201.

### 3) 共通善の促進 (26 項)

「相互依存が緊密になる現代世界にあって共通善——集団とその構成員とが、より完全に、より容易に自己の完成に達することができるような社会生活の諸条件の総体——が世界的な広がりをもつようになり、人類全体に関する権利と義務を含む人類全家族の共通善が考慮されるべきである。」

「人間の優れた尊厳の自覚が増しており、人間はあらゆる物に優るものであり、その権利と義務は普遍的であり、不可侵のものである。人間らしい生活を送るために必要なすべてのものが入手されるようにする必要がある。たとえば、食糧、衣服、住居、身分選択の自由と家庭を築く権利、教育に関する権利、名誉と尊敬に関する権利、適正な報道に関する権利、自己の正しい良心に従って行動する権利、私的生活を守る権利、信教の自由に関する権利などである。」

「社会秩序とその発展は、常に人間の福祉に奉仕すべきものである。事物の秩序は人間の秩序に従属すべきである。安息日は人間のために設けられたのである (マル 2・27 参照)。社会秩序は真理に基づいて、正義の上に立てられ、愛によって生かされ進歩すべきものであり、その目的を達成するためにも社会は変革されるものである。」

「すばらしい摂理をもって時の動きを導き、地の表を新たにされる神の霊は、社会秩序の発展とともにある。福音の酵母は、人間の心の中に尊厳に対する要求を絶えず起こしている。」

### 4) 人間の尊重と隣人愛の実践 (27, 28 項)

人間の尊重は具体的な態度と実践によって表現されるべきである。各自は隣人を例外なしに「もうひとりの自分」と考えなければならない。隣人の生活を人間にふさわしく保つために必要な手段を講じるべきであり (ヤコ 2・15-16 参照)、貧しいラザロを顧みなかった金持ちのようになってはならない (ルカ 16・19-31 参照)。

現代社会においてわれわれがすべての人の隣人になって積極的に奉仕する緊急な義務がある。すなわち、すべての人に見捨てられた老人、理由なく軽蔑されている外国人労働者、難民、不当に苦しみを受けている無垢の私生児、飢えた人などであり、「これらのわたしの兄弟・いと小さき者にしたことは私にしたのである」（マタ 25・40）という主の言葉を思い起こさせる。

- ① すべて生命そのものに反することとして、殺人、集団殺害、墮胎、安楽死、自殺など。
- ② すべて人間の完全性を侵すこととして、傷害、肉体および心理的強制など。
- ③ すべて人間の尊厳に違反することとして、人間以下の生活条件、不法監禁、流刑、奴隷の使役、売春、人身売買など。
- ④ 労働者を自由と責任ある人間としてではなく、単なる収益の道具として扱うような労働条件などは、恥ずべきことであり、文明を毒するものである。このような態度や実践は危害を受ける者よりもこのように行う者を汚し、創造主に対するひどい侮辱である。

このような生き方ではなく、社会、政治、宗教の問題について異なる意見を持ち、行動する者に対しても好意と親切をもって理解し、話し合い、尊敬し愛することである。「愛はすべての人に救いの真理を告げるように、キリストの弟子たちに迫るのである」。誤りと誤りを犯している人とを区別し、誤りは排除し、誤っている人は異なる思想や不正確な考えであっても人間の尊厳を持っているのである。

神だけが審判者であり、人間の心の中を知っているのであるから、われわれは人の内心の罪をも裁いてはならないのである（ルカ 6・37-38；マタ 7・1-2；ロマ 2・1-11；14・10-12 参照）。キリストの教えは受けた侮辱さえも赦すことを要求し（マタ 5・43-47 参照）、愛の掟は敵への愛にまで広げられるのである（マタ 5・43-44）。



### 5) 責任と参加 (31 項)

人間が責任感を身につけるためには、自分の尊厳を自覚し、神と他者に対する奉仕という自分の召命に応えることができる生活条件が必要である。安楽な生活に甘んじ、閉じこもって孤独を楽しむとき、人間の自由は枯渇するように、極度の貧困に陥るときにも衰退する。これに対して、社会生活上避けることのできない束縛を甘受し、人間の連帯性に基づく種々の要求を引き受けて、人間共同体に奉仕するとき、人間の自由は強化される。

### 6) 受肉したことばと人間の連帯性 (32 項)

神は人間を個別に生活するためではなく、社会を構成するよう創造した。「神は人々を個別的に、まったく相互の連絡なしに聖化し救うのではなく、彼らを、真理に基づいて神を認め忠実に神に仕える一つの民として確立することを望んだのである」。

したがって、神は救いの歴史の最初から、人々を個人としてばかりではなく、ある共同体の構成員として選んだ。この選ばれた人々に自分の計画を示し、彼らを「自分の民」(出 3・7-12) と呼び、なおシナイ山において、この民と契約を結んだ(出 24・1-8 参照)。

奴隷・苦役から解放されたイスラエルの民は神に属しており(出 20・2 参照)、民としての実存を神の救いの業に負っているのである。主なる神とその民との主要な絆は、第一義的に倫理的なものではなく救済的なものである。イスラエルを民として創造し一体を保たれるのは主ご自身であり、共同体としての権利を与えて宣言され、あらゆる人が各人の権利を尊重するように命じられたのである。特に、貧しい人々の権利を擁護され、彼らの実存を保証するのは「主なる神の義」であり、人格としての尊厳を認められるのである。

次のような戒めにもそれが明示されている。

\* 「貧しい人々にとって、パンは命そのもの。これを奪い取るやからは、冷血漢だ。隣人の生活の道を奪う者は彼を殺すようなもの。日雇い人の賃金を巻き上げる者は、人殺しだ。」(シラ 34・25-27)

\* 「災いだ、偽りの判決を下す者 労苦を負わせる宣言文を記す者は。彼らは弱い者の訴えを退け、わたしの民の貧しい者から権利を奪い、やもめを餌食とし、みなしごを略奪する。」(イザ 10・1-2)

ところで、開放されたイスラエルの民の社会生活を律して、民の正義と権利を擁護するのは十戒である。十戒はエジプトから解放された民が体験した自由を保証する民の社会生活の綱領であり、主なる神によって与えられた自由を生きる権利とこの地上で平和を維持する契約の規範である。共同体の一員として他者の権利を侵すことなく互いに生きる権利を保障することは、十戒の第二板に記されており、それは基本的人権の宣言である。

新しい契約は「新しい人」を創造するイエス・キリストの贖いの使命を啓示する福音である。それは新しい人の霊と心についての預言(エレ 31・31-34; エゼ 36・25-27)の成就であり、改心・回心(*metanoia*)への招き(マル 1・15; 6・12)、霊の貧しい人への約束(ゼカ 3・11-18; マタ 5・3)や貧しい人々とのイエス・キリストの連帯(マタ 11・28-30; ルカ 11・37-52)によって具体的に示されるのである。イエスは貧しい人を解放される救い主である(イザ 61・1-3; ルカ 4・18-19; 7・22-23)。人間の共同体的な性格はイエス・キリストのわざによって発展させられ完成されたのである。受肉したことば自身が人間の連帯性に参加することを望んだのである。カナの婚宴に出席し、ザケオの家を訪問し、収税吏と罪人たちと一緒に食事をした。

## 7) 復活秘義において完成に導かれる人間活動 (38 項)

万物を造った神のことば自身が受肉して地上に住み (ヨハ 1・3, 14 参照), 完全な人間として世界の歴史の中に入り, 自分で世界の歴史を担い, それを集めた (エフェ 1・10 参照) のである。キリストは「神が愛である」(1 ヨハ 4・8) ことをわれわれに啓示し, 同時に「新しい愛の掟が人間の完成と世界変革の根本法則である」と教えたのである。キリストは神の愛を信じる者に, 愛の道がすべての人間に開かれていること, 全人類の兄弟的集まりを確立する努力が無駄なものではない, と確信させる。この愛は重大な事がらだけでなく, まず普通の生活環境で実践すべきものである。

キリストは罪人であるわれわれのために死を甘んじて受け (ヨハ 3・14-16), 自分の模範によって, 肉と世が平和と正義を求める人々の肩に負わせる十字架を, われわれをも担うべきであると教える。復活によって主となられて, 天と地における全権を与えられたキリストは (使 2・36; マタ 28・18 参照), その霊の力をもって人々の心の中にすでに働いている。

キリストは来るべき世に対する願望を起こさせ, それによって生活をいっそう人間らしいものにし, 地上全体をこの目的に従わせるように努力する人類家族の心からの願いを力づけ, 清め, 強める。霊はすべての人を解放して, 彼らが自己愛を放棄して, 人間生活のためにすべての地上的な力を結集し, 人類そのものが神に喜ばれる供え物となる未来の時を目指して努力させる (ロマ 15・16 参照)。

この希望の保証と人生の旅路の糧として, 信仰の秘跡を残した。この秘跡において, 人間によって手を加えられた自然の要素は, 栄光あるキリストの体と血に変わる。それは兄弟的交わりの晩餐であり, 天上の祝宴の予行である。

#### IV. 神の国の告知と人権に基づく連帯性の倫理

「現代世界憲章」は世界に対する教会の関係における役割が何であるかを述べるとき、教会が全人類に福音を告げ知らせるというキリストによる派遣・宣教の使命を自覚させる。それは、契約の実現として信仰と秘跡の恵みによって形成される神の民とキリストの体である教会の任務である。キリストが教会の基礎であり、人類の歴史の中心であり、目指すべき神の国の完成である<sup>22</sup>。

旧約の成就として神の国の到来を告知するイエスは（マコ 1・15）、神の国が来るようにと祈られ（マタ 6・10；ルカ 11・2）、すでに神の国はイエスの現存と共にあることを宣言された（ルカ 4・21；11・20）。また、悔い改めが必要なこと（ルカ 13・1-5）や神の国と義を最優先に求めるべきことを教えている（マタ 6・25-33 参照）。また、初期キリスト教会は神の国の到来を語り伝えるばかりではなく、その国の実現を待ち望み（使 28・31；2ペト 3・13）、新しい天と地が成就するのである（黙 21・3-6；22・1-5 参照）。

また、神の国の告知は人権の尊重と促進の意義を提示するものである。イエス・キリストが説かれたキリストの王権による神の国はすでに現存するものであるが、キリスト者がこの世界に建設すべき使命を果たすことによって来るべき国でもある。今、人間の起源と尊厳と召命の一体性があるならば、運命の一体性もあり、原始論は終末論と連結している。神の似姿に造られたすべての人間は一つの民である唯一の人類家族になるように神の国に招かれているのである。パウロは世の終わりの姿を次のように言明している。

\* 「キリストはすべての支配、すべての権威や勢力を滅ぼし、父である神に国を引き渡されます。キリストはすべての敵を御自分の足のもとに置くまで、国を支配することになっているからです。最後の敵として、死

---

<sup>22</sup> Cf., Yves Congar, "The Role of the Church in the Modern World," (Ed.) Herbert Vorgrimler, *Commentary on the Documents of Vatican II, Vol.V, op.cit.*, 202-203.

が滅ぼされます。『神は、すべてをキリストに服従させられた』からです。すべてが服従させられたと言われるとき、すべてをキリストに服従させた方自身が、それに含まれてはいないことは、明らかです。すべてが御子に服従するとき、御子自身も、すべてを御自分に服従させてくださった方に服従されます。神がすべてにおいてすべてとなられるためです。」  
(1 コリ 15・24-28)

ところで、キリストの王国が実現するとき、神は不法の状況を正すために、貧しい人、乏しい人の権利を容認し回復されるのである。旧約聖書でも、神は「抑圧された貧しい人」の立場から語られ（イザ 42・18-22；詩 72・1-4。12-14 参照）、寄留者、孤児、寡婦<sup>23</sup>などを保護することを勧告している（出 12・48-49；民 15・15-16；詩 82：3-4 参照）。このような苦境にある人々に対する具体的な権利の確立こそ、イエス・キリストによる人間の尊厳の回復と神の国の告知に基づく希望であり、すべての人に求められている挑戦でもある<sup>24</sup>。

この挑戦は教会の設立当初から使徒たちによって告知された福音の生き方である（使 2・43-45；4・32-37）。特に、パウロはキリストの生き方を模範として貧しい人々に対する慈善の施しを求めており（2 コリ 8・7-9；ガラ 2・10；ヘブ 13・16）、主人と奴隷の関係においても主キリストの前で善いことを行うように促し（コロ 4・1；エフェ 6・5-9）、また良心の弱い人々の生きる権利を守るように勧告している（ロマ 14・13-23；1 コリ 8・7-13 参照）。さらに、パウロは主の晩餐を祝う時も貧しい人々を置き去りにすることのないように戒めるとともに（1 コリ 11・22-24）、労苦して自らパンを得るために働いて善行

<sup>23</sup> 終 暁生「旧約聖書における寡婦の問題」、日本カトリック大学 キリスト教文化研究所編『キリスト教と人権思想』、サンパウロ 2008 年、61-95 頁参照。

<sup>24</sup> Edouard Hamel, S.J., "Iustitia et Iura Hominum in Sancta Scriptura," *Periodica* 69 (1980), 201-217. このような視点からの聖書解釈の邦訳小著を挙げておく。ハーマン・ヘンドリクス、本田哲郎訳『聖書が告げる社会正義』新世社、1994 年；W・シュテーゲマン、佐伯晴郎訳『貧しい人々と福音—社会史的聖書解釈入門—』新教出版社、1982 年。

を実践することこそ（2 テサ 3・10-12；エフェ 4・28），パウロが実践しつつ告知してきた神の国の姿であり，「受けるよりも与える方が幸いである」というイエスの言葉の真意である（使 20・32-35 参照）。

＊「弱い人のために正当な裁きを行い

この地の貧しい人を公平に弁護する。

その口の鞭をもって地を打ち

唇の勢いをもって逆らう者を死に至らせる。

正義をその腰の帯とし 真実をその身に帯びる。」（イザ 11・4-5）。

したがって，キリスト者の使命はこの福音のメッセージを満たして生きる時，また他者の諸権利を認めて促進するとき，正しい社会秩序をもつ神の国をこの地上に広めることになるのである。

### 1) 新しい天と地 (39 項)

罪によって変形した世界の様相は過ぎ去る（1 コリ 7・31 参照）。しかし，神によって新しい住まいと新しい地が用意され，そこには正義が支配し（2 コリ 5・2；2 ペト 3・13 参照），その幸福は人間の心にある平和への願望を満たし，それを超えることを教えている（1 コリ 2・9；黙 21・4-5 参照）。

そのとき，死は打ち負かされ，神の子らはキリストにおいて復活し，虚弱と腐敗の中にまかれたものは腐敗しないものを身にまとう（1 コリ 15・42. 53 参照）。そして愛のわざは残り（1 コリ 13・8；3・14 参照），神が人間のために造ったすべての被造物は虚栄の奴隷状態から開放されるのである（ロマ 8・19-21）。

全世界をもうけても自分を失うならば，何の益にもならない（ルカ 9・25 参照）。けれども，新しい地に対する期待は，現在のこの地を開拓する努力を弱め

るものではなく、かえってそれを励ますものでなければならない。この地上で、すでに新しい世をいくらか表現する新しい人類家族の共同体が育っているのがある。地上の進歩はキリストの国の発展からはっきり区別されるものであるが、できる限り人間社会に寄与することは、神の国にとっても重要である。

人間の本性と努力のすばらしい実りである人間の尊厳、兄弟的交わり、自由などの諸価値を主の霊において、主の掟に従って地上に広めた後、あらゆる汚れたものから清められたもの、光り輝くもの、変容したものとしてそれらの価値を再び見出すであろう。それはキリストが「永遠普遍の国、すなわち真理と生命の国、聖性と恩恵の国、正義と愛と平和の国」（『ローマ・ミサ典礼書』の王であるキリストの祝日の叙唱）を父なる神に返す時である。この国はすでに秘義として存在するが、主の再臨をもって完成されるのである。

## 2) 教会の任務と基本的人権 (41 項)

神によって造られて、この世にあつて祖国に向けて旅する人 (*homo viator*) は、この地上で支配権を委ねられているが、神の愛と栄光を知るように召されている。その神ご自身が人間人格の権利の授与者である。「現代人は自分の人格をいっそう完全に発展させ、自分の権利をより多く発見し主張することを目指して進んでいる。人間の究極目的である神の秘義を現すことを託された教会は、同時に人間存在の意義、すなわち、人間についての奥深い真理を明らかにする。」

人間を自分の像として創造し、また罪から贖った神だけが、人間の生命と活動と死の意味についての質問に完全な答えを与えることができる。神がそれを人となった子・キリストにおける啓示を通して行うのである。「完全な人間であるキリストに従う者はだれでも、より完全な人間となるのである」。創造主であり救い主である神への信仰に基づいて、人間の尊厳と肉体の過度の軽視も礼賛も、良心の尊厳と自由な決定を尊重することはキリスト教的救いの計画に合致するものである。

### 3) 始めと終わりであるキリスト (45 項)

教会は世を助け、世から多くを受けながら、神の国の到来と人類の救いの確立を目指している。神の民がこの地上の旅の間に人間家族に提供できる善のすべては、教会が「救いの普遍的秘跡」<sup>25</sup>であり、人間に対する神の愛を表わし実現する秘義であることから流れ出てくる。

万物がそれによって造られた神のことば自身が肉となったのは、完全な人間として、すべての人間を救い、万物をまとめるためであった。主は人間の歴史の終局、歴史と文明の熱望の焦点、人類の中心、すべての心の喜び、すべての期待の成就である。

父なる神が彼を死者からよみがえらせ、高く上げ、その右に座らせ、生者と死者の審判者と定めたのであり、われわれは彼の霊によって生かされて集められ、人類史の完結に向かって旅している。それは「天と地にあるすべてのものをキリストにおいて刷新する」(エフェ 1・10) という神の愛の計画にまったく一致する。

主自身が、「わたしは来る。それぞれの人にその働きに応じて報いるため、わたしは報いを携えてくる。わたしはアルファでありオメガである。最初であり最後である。原始であり終局である(黙 22・12-13) と言っている。

また、神の子イエスは御自分に結合された人間性における死と復活によって死を克服し、それによって人間を贖い、御自分の霊を与えることによって諸国民を呼び集めて、神秘的に一つに結合されたのである。これこそキリストの諸秘跡を通してキリストに一つに結ばれた「キリストの神秘体」である教会である<sup>26</sup>。この教えはパウロ神学における教会観であり(ロマ 12・4-5; 1 コリ 12・12-26; ガラ 3・26-29; 6・2 参照)、それは人間の連帯性とその生き方を提示するものである。

---

<sup>25</sup> 「教会憲章」1 項および 49 項参照。

<sup>26</sup> 「教会憲章」7 項参照。



#### 4) 政治共同体と教会 (76 項)

教会はどのような政治的体制にも拘束されてはならず、人間の超越性のしるしであり、またその保護者である。また、人間は現世的秩序だけに制約されているのではない。人間は人類の歴史の中に生きながら、自分の永遠の召命を保っているのである。教会は贖い主の愛の上に築かれて、国内と国際間に正義と愛が一層広く実行されるように寄与するのである。教会は福音の真理を説き、その教えとキリスト信者の証をもって人間活動の全分野を照らすことにより、国民の政治的自由と責任をも尊重し促進するのである。

地上の現実とこの世を超越する事柄は異なるが、互いに密接に結ばれており、教会が固有の使命を果たす場合、地上の現実を利用する。教会は常に、どこにおいても、真の自由をもって信仰を説き、社会に関する自分の教説を教え、自分の任務を妨げなく実行する権利を持っている。人間の基本的な人権や霊魂の救いのために必要であれば、教会は福音およびさまざまな時と条件に応じてすべての善益にふさわしいあらゆる手段を用いて、政治的秩序に関する事柄においても倫理的判断を下すことができる。

#### おわりに

人権の倫理はいつの時代にも大切にされ、しかも具体的な解決の方途が探究されてきた課題である。この人間にとっての普遍的な課題をカトリック教会と神学はどのように考察し、どのように解決の道を提示してきたのであろうか。第二ヴァチカン公会議はこの課題に対してどのような神学的考察をしているのか探るために、われわれは「現代世界憲章」の教説を概観することを試みた。この憲章は人権の最終的な根拠をすべての人に認められるべき「神の似姿」と

しての人間の尊厳のうちに位置づけており、真の似姿であるイエス・キリストの救済の秘義による人間の究極的召命によって解明している<sup>27</sup>。

なお、第二ヴァチカン公会議はキリスト教の諸教会とのエキュメニカルな基本姿勢と世界の全人類家族に対する対話という積極的な開放の雰囲気の中で展開されており、「現代世界憲章」の人権教説はキリスト教の人間論とキリストによる救済論によって貫かれている。そのために人権についての自然法的な基礎付けを継続しながらも、聖書の教えに基づいて救済史をより重視しているように思われる<sup>28</sup>。神の似姿である人間人格の基本的な人権は、罪によって傷ついている人間にも、いろいろな具体的な生活領域において苦悩する人間にも認められ尊重されるべきものである。イエスは十字架の死に至るまでの卑下と従順によって貧しい人々と見捨てられた人々の人権を保証されたからである。「造り主の姿に倣う新しい人を身に着けるように」（ガラ 3・28；コロ 3・11 参照）招かれている人間は、それぞれの自然的な相違を乗り越えて、イエス・キリストによって啓示された愛の秘義のうちに人権を解説することができるのである。

また、「現代世界憲章」の人権教説は人間の理性とキリスト教的な信仰と愛に根ざしたものであり、すべての人権の不可侵性は新しい契約の愛の掟である隣人愛を実践することによって擁護されるのである。この世界に現存する旅する神の民である教会には人間人格に根ざす人権を尊重することによって、人間性に反する脅威や人権の蹂躪という具体的な人権問題に対してキリストの愛の福音の眼をもって真摯に対処するように要請されている。

---

<sup>27</sup> 公会議が説く「神の似姿」であるキリスト教の人間観は、現代の科学技術と生命倫理の課題を考察する際にも重要である。教皇庁 国際神学委員会、岩本潤一訳『人間の尊厳と科学技術』、カトリック中央協議会 2006年、特に18-21頁参照。

<sup>28</sup> Cf., Bernard Lambert, O.P., "La Problematique Generale de la Constitution Pastorale," *L'Eglise dans le Monde de ce Temps*, Tome II, Commentaires, Les Editions du Cerf, 1967, 131-170; 稲垣良典「人権・自然法・キリスト教」, 日本カトリック大学 キリスト教文化研究所連絡協議会編『キリスト教と人権思想』, 上掲書, 97-112頁参照。